

栃木県環境森林部週休2日制工事実施要領

令和8（2026）年5月20日 森整第152号
栃木県環境森林部森林整備課長通知

（趣旨）

第1条 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、職場環境の改善の取組として実施する栃木県環境森林部の週休2日制工事の実施に関する事項を定めるものである。

（週休2日制工事）

第2条 週休2日制工事とは、対象期間において、完全週休2日（土日）及び通期の週休2日以上現場閉所を行ったと認められる状態とする。

2 対象期間は、現場着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始の6日間（12月29日～1月3日）、夏期休暇3日間（8月14日～16日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間のほか、受注者の責によらず現場閉所ができない期間等は含まないものとする。

また、工事契約後、完全週休2日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

3 現場閉所とは、現場事務所での書類作成等の事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいい、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してもよいものとする。

4 現場閉所による週休2日

（1）完全週休2日（土日）

対象期間の全ての土曜日及び日曜日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

（2）通期の週休2日

対象期間内において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（対象工事）

第3条 栃木県環境森林部が発注する工事（営繕工事を除く）とする。ただし、以下の工事は対象外とすることができる。

（1）工期が1箇月未満の工事

(2) 緊急対応が必要な工事[※]や社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事

※緊急対応が必要な工事とは、応急工事（災害における応急本工・応急仮工等）、緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）、災害復旧工事、改良復旧工事とする。

【治山】現年発生山地治山施設災害復旧事業、災害関連緊急治山事業、現年発生の大規模災害発生に伴う補正予算で措置される復旧治山事業等、現年発生県単治山災害復旧事業

【林道】林道施設災害復旧事業（災害関連事業を含む）、現年発生県単林道災害復旧事業

（発注方式）

第4条 発注方式は、発注者指定型により発注することを原則とするが、現場条件等[※]からこれにより難しい場合は受注者希望型で発注することができる。

※現場条件等は以下を参考にする。

- ① 当初工期が標準工期未満の工事。
- ② 施工条件に制約（通勤又は時間的制約補正有り）がある工事。

（1）発注者指定型

発注者が完全週休2日（土日）に取り組むことを指定する方式とする。

（2）受注者希望型

発注者指定型を除く全ての工事で、受注者が契約締結後工事着手日（工期の始期日）までに発注者に対して週休2日に取り組む旨を明らかにした上で取り組む方式とする。

（受注者希望型の実施）

第5条 受注者は、週休2日制工事を希望する場合、工事着手日（工期の始期日）までに「様式-1」により、完全週休2日（土日）または通期の週休2日の別を示した上で、発注者に提出するものとする。

（週休2日制工事の実施）

第6条 週休2日制工事を実施するにあたり、受注者は、現場着手日までに提出する施工計画書において、別に定める参考様式「休日取得計画書及び実施書」等（現場閉所の計画及び履行実績、現場閉所率実績の記載があるもの）を添付し、現場閉所の計画を監督員に報告する。また、現場閉所の計画を変更する場合は、変更する現場閉所日までに監督員へ報告するものとする。

なお、降雨や降雪等の自然的な事象、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、当該作業日を休工日に振り替えることができる。この場合、修正した休日取得計画書及び実施書を、速やかに監督員に提出すること。

（履行実績の確認）

第7条 受注者は、対象期間の履行実績について記載した「休日取得計画書及び実施書」等を工事完了日までに提出するものとする。

(発注者の配慮)

第8条 発注者は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるように下記の事項に配慮するものとする。

- (1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等を行わないものとする。
- (2) 受注者からの協議等には速やかに対応するものとする。
- (3) 余裕期間制度についても積極的に活用するとともに、適切な工期の設定に努めるものとする。なお、受注者の責によらない次に示すような理由により工期の変更が必要な場合は、書面による受発注者協議により、適切な工期の変更を行うものとする。

ア 工程上の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(工事成績評定)

第9条 発注者は、受注者の週休2日制工事の取組に対し、発注方式ごとに、現場閉所の履行実績に応じ、下表の加点減点を行う。

| 現場閉所の状況 | 発注者指定型 | 受注者希望型 |
|------------|-------------------|--------|
| 完全週休2日(土日) | 3点 | 3点 |
| 通期の週休2日 | 加点なし | 1点 |
| 通期の週休2日未満 | -1点 (受注者の責の場合) | 減点なし |

※1 加点は主任監督員の評価項目「創意工夫」で行う。成績評定における得点割合は0.4であるため、工事成績評定の加点は0.4を乗じた点数となる。

※2 加点は、現場閉所の完全週休2日(土日)または通期の週休2日の別の実績に応じた加点を行う。

(経費の補正)

第10条 経費の補正は、現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事において、履行実績に応じ下表の経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとする。

- 2 市場単価及び土木工事標準単価における経費の補正は、市場単価及び土木工事標準単価の施工条件等による加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、現場閉所の履行実績に応じ、別表に示す補正係数を乗じた補正を行うものとする。
- 3 共通仮設費率は、補正前の共通仮設費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じ補正後の共通仮設費率を算出した後、現場閉所の履行実績に応じ、別表に示す補正係数を乗じるものとする。
- 4 現場管理費率は、補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山

ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。

前項により算出された現場管理費率に、現場閉所の履行実績に応じ、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

5 見積徴収時には、補正が重複しないよう留意するほか労務単価、機械経費（賃料）が明らかになっていない見積は補正の対象としない。

6 労務費は、補正前の労務単価に上表に掲げる補正係数を乗じるものとする。

なお、補正後の労務単価は公共工事実施設計労務資材単価表（栃木県）Ⅰ総則のⅠ－２．単価表の取扱いについてに則し、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い7の補正を併せて行う場合は、すべての補正を乗じた金額に端数処理をおこなうこととする。

発注者指定型・受注者希望型

| 現場閉所の状況 | 労務費 | 共通仮設費率 | 現場管理費率 |
|------------|------|--------|--------|
| 完全週休2日（土日） | 1.02 | 1.02 | 1.03 |

※1 現場閉所の実績が完全週休2日（土日）に該当しない場合は、補正分を減額して契約変更する。

※2 受注者希望型の経費の補正は、現場閉所の実績が完全週休2日（土日）に該当した場合に契約変更において増額する。

※3 受注者希望型の経費の補正の積算は、当初設計では計上せずに、工事完了日までに補正して変更契約する。

（発注手続）

第11条 発注者は、週休2日制工事の対象とするか否か及び発注方式をあらかじめ特記仕様書で明示するものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月10日から施行する。

この要領は、令和2年5月10日から施行する。

この要領は、令和3年10月10日から施行する。

この要領は、令和5年1月10日から施行する。

この要領は、令和5年11月10日から施行する。

この要領は、令和6年4月10日以降に起工する工事から施行する。

この要領は、令和6年11月10日以降に起工する工事から施行する。

この要領は、令和6年12月10日以降に起工する工事から施行する。

この要領は、令和8（2026）年7月10日以降に起工する工事から施行する。

(別表1)

市場単価方式における経費補正係数

| 名称 | | 補正係数 |
|-----------------------------|-------|----------------|
| | | 完全週休2日 (土日) |
| インターロッキングブロック工 | 設置 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 |
| 防護柵設置工(ガードレール) | 設置 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 |
| 防護柵設置工(ガードパイプ) | 設置 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 |
| 防護柵設置工(横断・転落防止柵) | 設置 | 1.02 |
| | 撤去 | 1.02 |
| 防護柵設置工(落石防護柵) | | 1.01 |
| 防護柵設置工(落石防護網) | | 1.01 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.00 |
| | 撤去・移設 | 1.01 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.01 |
| | 撤去 | 1.02 |
| 法面工 | | 1.01 |
| 吹付砕工 | | 1.01 |
| 鉄筋挿入工(ロックボルト工) | | 1.01 |
| 道路植栽工 | | 1.02 |
| 公園植栽工 | | 1.02 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 | | 1.01 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 | | 1.02 |
| 橋面防水工 | | 1.01 |
| 薄層カラー舗装工 | | 1.00 |
| グルーピング工 | | 1.00 |
| コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工) | | 1.01 |

※ 発注者指定型の経費の補正は、当初設計で計上し、現場閉所の実績が完全週休2日(土日)に該当しない場合は、補正分を減額して契約変更する。

(別表2)

土木工事標準単価方式における経費補正係数(1/2)

| 名称 | 区分 | 補正係数 |
|-------------------------------|-------|----------------|
| | | 完全週休2日 (土日) |
| 区画線工 | | 1.02 |
| 高視認性区画線工 | | 1.02 |
| 橋梁塗装工 | | 1.01 |
| 構造物とりこわし工 | 機械 | 1.01 |
| | 人力 | 1.02 |
| コンクリートブロック積工 | | 1.02 |
| 排水構造物工 | | 1.02 |
| 鋼製排水溝設置工 | | 1.02 |
| 表面被覆工 (コンクリート保護塗装) | 固定足場 | 1.01 |
| | 高所作業車 | 1.01 |
| 表面含浸工 | 固定足場 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.02 |
| 連続繊維シート補強工 | 固定足場 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.02 |
| 剥落防止工(アラミドメッシュ) | 固定足場 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.02 |
| 漏水対策材設置工 | 固定足場 | 1.02 |
| | 高所作業車 | 1.02 |
| 防草シート設置工 | | 1.01 |
| 紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂) | 固定足場 | 1.01 |
| | 高所作業車 | 1.01 |
| 塗膜除去工 | | 1.02 |
| バキュームブラスト工 | | 1.01 |
| 道路反射鏡設置工 | 設置 | 1.00 |
| | 撤去 | 1.02 |
| 仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール) | | 1.02 |
| 機械式継手工 | | 1.02 |
| 抵抗板付鋼製杭基礎工 | | 1.01 |
| ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工 | | 1.01 |
| FRP製格子状パネル設置工 | | 1.00 |

(別表2)

土木工事標準単価方式における経費補正係数(2/2)

| 名称 | 区分 | 補正係数 |
|-------------------------|------|----------------|
| | | 完全週休2日 (土日) |
| 侵食防止用植生マット工 (養生マット工) | | 1.02 |
| 支承金属溶射工 | | 1.02 |
| 耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工 | | 1.02 |
| フレア溶接工 | | 1.02 |
| H型ボラード設置工 | | 1.01 |
| 橋梁用水切り材設置工 | 固定足場 | 1.02 |
| | 作業車 | 1.02 |

※ 発注者指定型の経費の補正は、当初設計で計上し、現場閉所の実績が完全週休2日(土日)に該当しない場合は、補正分を減額して契約変更する。